

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

記

1 調達内容

- (1) 調達件名 平成30年度定例報告並びにはり・きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費の受領委任の取扱にかかる申出に関する業務に伴う労働者派遣業務
- (2) 仕様 入札説明書及び仕様書による
- (3) 契約期間 平成30年7月17日から平成30年12月28日まで
- (4) 履行場所 支出負担行為担当官の指定する場所
- (5) 入札方法

入札金額は履行場所ごとに1時間あたりの単価にて行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、業種区分が「役務の提供等」のうち「その他」であって「A」、「B」、又は「C」等級に格付けされ、近畿地域の資格を有する者であること。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。
- (8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒541-8556
大阪府中央区大手前4丁目1番76号（大阪合同庁舎第4号館3階）
近畿厚生局総務課経理第一係 電話06-6942-2648
- (2) 入札説明書の交付方法
上記3（1）の場所にて交付する。
- (3) 競争参加資格を証明する書類の受領期限
平成30年7月4日（水）15時00分
- (4) 入札書の受領期限
平成30年7月5日（木）11時00分
- (5) 開札の日時及び場所
平成30年7月5日（木）14時00分
大阪合同庁舎第4号館3階 近畿厚生局会議室

4 入札方式

本案件は、紙入札方式にて行う。

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) その他 詳細は入札説明書による。

以上公告する。

平成30年6月19日

支出負担行為担当官
近畿厚生局長 塚原 太郎